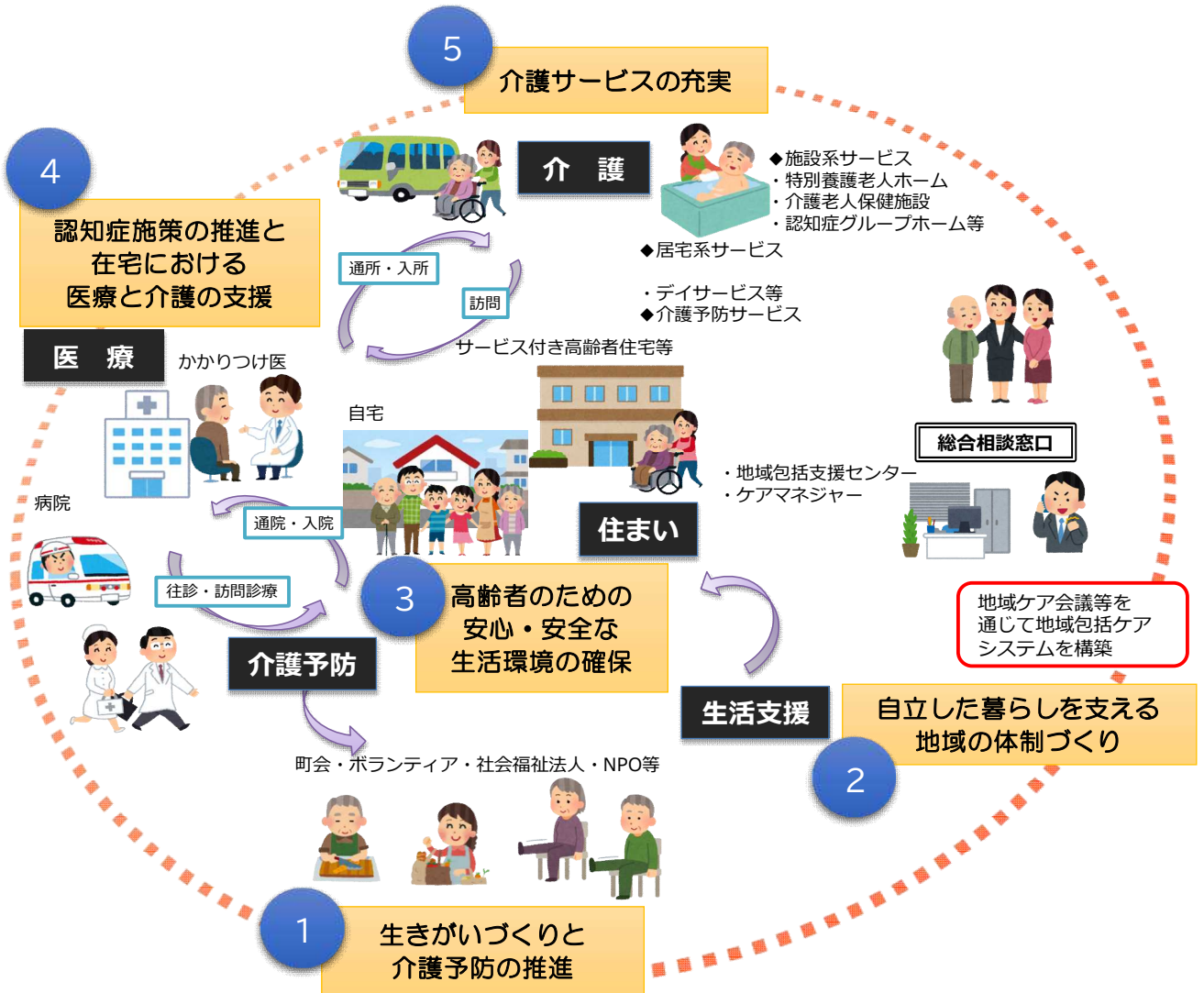


第4章 施策の展開

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

■地域包括ケアシステムのイメージ



本市の各地域においてこのシステムの構築をさらに進めていくことが、第9期計画の課題と言えます。高齢者ができるだけ住み慣れた生活の場において、安心して自分らしい生活を営めるよう、必要な医療・介護サービスの提供と地域での支え合いが組み合わされたコミュニティづくりを推進します。

基本目標1 介護予防・健康づくりと生涯活躍の場づくりの推進

1 高齢者の健康づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らし続けるためには、壮年期から生活習慣病予防に取り組むなど、一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組み、健康で元気に生活できる期間である「健康寿命」をできる限り長くすることが必要です。

市民が自身の健康管理について関心を持ち、自ら健康づくりに取り組むことが重要です。本市の健康増進分野における基本的な計画である「第二期健康とりで21」や「第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」による取組と相まって、様々な活動を通じた健康づくりを推進します。

2 介護予防の推進とフレイル対策

現在、本市では一般介護予防として介護予防教室を実施しているほか、地域における介護予防の推進のため、住民とリハビリテーション専門職や地域包括支援センターと連携しながら、自主グループ活動の支援を行っています。

高齢者が介護を必要とする状態となる背景には、加齢に伴って心身が衰え、社会的つながりが弱くなった状態である「フレイル」（虚弱）があります。超高齢社会において健康寿命を延伸するためには、高齢者の特性に応じたフレイル対策が重要です。

フレイルは早期発見と適切な対応によって進行を防ぐことが可能であると言われていたことから、健康診査等の結果を活用し、高齢者の保健事業と介護予防の取組を効果的かつ効率的に提供していくための体制を整備していきます。実施においては、運動・口腔・栄養・社会参加の観点から、健康診査未受診、医療機関未受療、介護保険サービス未利用で本市が健康状態を把握できない、いわゆる健康状態不明者に対して、健康診査質問票を活用しながらフレイル状態を評価し、必要に応じて保健指導や医療機関等につなげていく取組や、地域のリハビリテーション専門職との連携を図り、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等を派遣し助言や指導を行ないます。

(1) 介護予防事業の推進

①介護予防把握事業

心身の状況を判断する基本チェックリストや特定健康診査や後期高齢者健診等、また、地域の民生委員や近隣住民等からの情報、近隣医療機関の医療連携室等からの情報により、地域包括支援センターと協力のもと、対象者の把握に努めます。

把握した情報により、閉じこもりや認知症等の何らかの支援を要する方を早期に介護予防活動へつなげます。

②介護予防普及啓発事業

介護予防に関する普及啓発の取り組みとして、サロン等でパンフレット等を配布することで普及啓発を図ります。

また、地域の集会所やサロン等における介護予防・認知症予防のための介護予防教室は今後も継続していきます。

【具体的事業等】

事業名	内容
介護予防講座	介護予防に必要な運動機能、口腔機能、栄養改善、認知症予防等に関し、専門職から身近な場所（集会所、自治会館等）で学ぶ。
地域介護予防教室	通いの場に専門職を派遣し、運動機能、口腔機能、栄養改善、認知症予防等の講座を開催することで、通いの場の充実を図る。

③地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材育成や住民主体の通いの場への支援、介護予防につながる地域活動組織を育成・支援します。

また、サロン等における介護予防・認知症予防につながる地区介護予防教室の開催支援のための自主的研修会を支援します。

【具体的事業等】

事業名	内容
自治会・町内会等の自主グループへの支援	住民主体の支え合い活動を行う人や団体に向けて、活動の立ち上げ支援、組織づくり・拠点づくり支援等を行う。
取手市シルバーリハビリ体操指導士の会への支援	茨城県が推奨しているシルバーリハビリ体操は、県と取手市の共同で体操指導を行うボランティアを養成し、市内各地区においてボランティアによる健康づくり、介護予防活動を実施していく。
チューブ体操指導者の会への支援	チューブ体操は、ラバーチューブを使い、適度な負荷をかけることで、筋肉を鍛えることができる体操です。取手市独自で体操指導者を養成し、市内各地区においてボランティアによる健康づくり、介護予防活動を実施していく。
回想法スクールへの支援	健康な高齢者を対象に脳を刺激する体操と回想法により認知症予防を目指す。ボランティアアシスタントを養成し、認知症予防活動ができる人材を育成して、回想法を通じて介護予防を実施していく。
介護支援ボランティアポイント制度	高齢者が指定の介護保険事業所等でのボランティア活動を通して積極的に社会貢献し、地域貢献を奨励するとともに自身の介護予防を促す。また、ボランティアによって得たポイントに応じて交付金を交付する。

④一般介護予防評価事業

介護予防事業の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の事業評価を実施するとともに、評価結果に基づく事業の改善・充実につなげます。

分析にあたっては、介護レセプトや要介護認定情報等を活用するとともに、個人情報の取扱いに配慮しつつ関連データの活用促進を図るための環境整備を進めていくことが求められています。

評価にあたっては、PDCA サイクルに沿って、アウトカム指標やプロセス指標を組み合わせ評価していきます。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等を派遣し助言や指導を行ないます。

また、自立支援型地域ケア会議の中でケアマネジャー等からの訪問指導の依頼や、介護事業所等からの依頼により、リハビリテーション専門職の訪問指導の実施を推進します。

なお、リハビリテーションは、心身機能や生活機能の向上のみではなく、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すために重要であり、リハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制の充実に努めます。

(2) 自立支援・重度化防止等に資する事業

平成30年度からPDC Aサイクルによる取組の一環で、財政インセンティブとして、全国一律の客観的な評価指標を設定し、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援する新たな交付金として、保険者機能強化推進交付金が創設されました。さらに、令和2年度から介護予防・健康づくりの取組を特別に評価する交付金として、介護保険保険者努力支援交付金も新たに創設されました。

なお、保険者機能強化推進交付金については、市町村の独自事業への活用が可能となったことから、高齢者の自立支援・重度化防止等を一層強化していくことが望まれます。

令和6年度以降は以下のような自立支援・重度化防止等に資する事業を実施します。

【具体的事業等】

事業名	内容
健康づくり体験イベント事業	健康づくり体験イベントを開催し、多くの市民が運動を体験することで健康増進または健康意識の向上を図るため実施する。

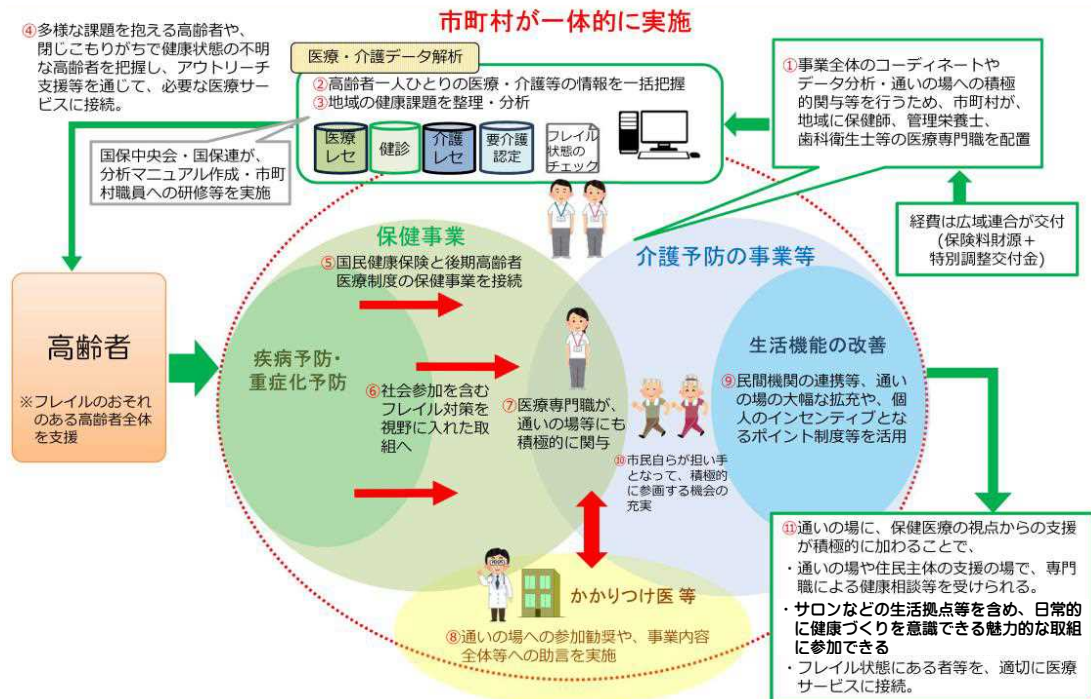
(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下する等疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しています。

これまで、取手市国民健康保険・茨城県後期高齢者医療制度の保健事業と、取手市介護保険の介護予防事業とが行われてきましたが、今後は保険種別に関わらず「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」として実施されることとなりました。

介護保険事業や健康づくり事業、医療保険制度から抽出された地域課題と、KDB 等から抽出された多様な健康課題に対し、関係各課と連携しながら自立支援・重症化防止に効果的な保健指導や健康教育・健康相談等を推進していきます。

■ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）



3 高齢者の生きがいがづくりの推進

高齢者が生きがいを持って生活できるよう、高齢者の経験や知識を活かした活動や事業を展開するとともに、高齢者が地域社会の一員としていきいきと暮らすための活動を支援します。

(1) 高齢者の就労・就業等の支援

①シルバー人材センターの活用

公益社団法人取手市シルバー人材センターでは、「自主・自立・共働・共助」の理念の下に、60歳以降の定年退職者等の希望や、知識及び経験に応じた、臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業の機会を確保、提供することにより、多様な社会参加活動を支援し、勤労意欲のある者に対する就業支援と高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

会員の年齢は、定年の延長等により70歳以上の方がほとんどであり、自身や家族の健康事情により、退会する方も少なくない状況です。

また、昨今請負業務に係る法的規制が厳しくなったことで見直しを余儀なくされた業務もあり、一般労働者派遣事業や有料職業紹介事業を展開し就業の機会の確保に努めているところです。取手市では引き続き高齢者の生きがいの充実による活力ある地域社会づくりを進めていくため、継続してシルバー人材センター事業を支援していきます。

②取手市地域職業相談室等の活用

取手市には、国との連携事業により公共職業安定所（ハローワーク）と同じく求人情報や職業相談が受けられる地域職業相談室があるため、高年齢者の雇用情報や就業促進が図れるよう、茨城労働局との連携強化や情報提供の充実に努めます。

また、取手市では、（一社）とりで起業家支援ネットワーク「Ma t c hとりで」の設立により、起業に向けた支援プログラムメニューや環境が充実していることから、その強みを生かしてMa t c hとりでと連携した高齢者に適した起業支援事業を実施していきます。

(2) 生涯現役社会づくりの支援

① ボランティア活動の支援

ボランティア活動は、高齢者がいつまでも生きがいを持って生活するための充実した過ごし方としても注目されています。市民がボランティアに関する正しい知識・技能を身に付けたうえで活動できるよう研修会等を開催し、地域で高齢者の生活を見守り、支えていくボランティアを養成、支援します。

【具体的事業等】

事業名	内容
介護支援ボランティアポイント制度	<p>高齢者が、近隣の介護事業所等でのボランティア活動を通して積極的に社会貢献することを奨励するとともに、自身の介護予防を促します。また、ボランティアによって得たポイントに応じて交付金を交付します。</p> <p>登録者がボランティアとして参加しやすい環境づくりに努めます。また、通いの場事業に従事及び利用した際に、ボランティアポイントを付与するなど、利用拡充を検討していきます。</p>

■介護支援ボランティアポイント制度

区分	年度	単位	実績値(令和5は見込値)			計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
登録者数		人	260	254	253	260	270	275
うち従事者数		人	12	12	15	25	40	60
延従事時間数		時間	360	264	645	900	1,200	1,500
受入指定施設数		箇所	30	30	30	30	31	31

②高齢者クラブへの参加

高齢者クラブは、取手市の各地域を基盤とする概ね 60 歳以上の方を対象とした自主的な組織です。仲間づくりを通して、生きがいや健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、各個人の知識や経験を生かして、地域の諸団体組織は日常的に声を掛け合い、歩いて集まることのできる小地域の範囲で組織しています。

定年の延長により、60 歳を過ぎても働き続ける人が多いことから、70 歳前後になった方が参加し始める傾向にあり、会員の自然増加は難しい状況です。

取手市高齢者クラブ連合会では案内チラシを作成し、会員からの配布だけでなく、他の講座の参加者へ配布するなど会員増強に努めております。

今後も地域を豊かにする社会活動に取り組み、仲間づくり、生きがいづくりにより、明るい長寿社会を目指す高齢者クラブ活動への支援を継続していきます。

■高齢者クラブ数・会員数の状況

区分	年度	単位	実績値(令和5は見込値)			計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
クラブ数		クラブ	31	32	30	31	32	32
会員数		人	1,643	1,552	1,502	1,530	1,560	1,560

(3) 生涯学習等の支援

①生涯学習事業の活用

老人福祉センターでは、健康増進や教養向上に努め、高齢者の生きがいのある生活を支援しており、多くの方が利用しています。

また、市では、生涯学習推進事業として、出前講座、市民大学講座、高齢者学級の取手市民向けの学習講座を開設しています。今後も地域住民の身近な学習拠点として、教育の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与し、自主的な学習活動及び交流の場として重要な役割を担うことが期待されます。

【具体的事業等】

事業名	内容
老人福祉センターあけぼの・さくら荘	市内2箇所にある老人福祉センターでは、入浴施設を利用できるとともに、老人福祉各種相談、ゲートボール場、大広間、娯楽室、工作室を利用した各種事業・教室が展開されるなど、利用者促進を図っています。趣味教室、教養講座や各種健康増進教室、施設・企業見学や教養講義の受講等を盛り込んだ年間講座等を今後も実施し、高齢者の趣味探求や生きがいのある生活を支援していきます。
出前講座	市民の「知りたい・聞きたい・学びたい」という学習意欲に応えるため学遊プラザリーダーバンクの登録者や市職員が講師となり、地域へ出向き講座を実施していきます。 介護保険や高齢者福祉サービスについても、出前講座のメニューにもなっておりますので、希望講座の講師を派遣し、実施していきます。
市民大学講座	市民が誰でも参加できる教養・専門講座「市民大学」を開講し、各分野の専門的な知識を持った講師を迎えて、中長期的な講座を開講しております。加えて、10年以上継続している特別講座は、東京大学等から講師を招き特別講座を実施していきます。
IT基礎技術講習会	急速に発展する情報化社会に対応するため、パソコンボランティア団体と共催で、IT講習会を実施していきます。
シニアのスマホ体験教室	生活に役立つ機能やデジタル化が進む市のお知らせや手続きにも便利なスマートフォンに興味ある高齢者を対象としたスマートフォンの基本操作等を体験する教室の開催や、市のイベント時に相談ブースを設けていきます。
高齢者学級	敬愛される高齢者を目指し、健康・趣味・奉仕活動等を積極的にを行い、物の見方や考え方、生きがいを見出すため、公民館（寺原・井野・白山・藤代）で開講している学級で、積極的に進めていきます。
その他	市民向けのふるさと講座、着付け、そば打ち体験、しめ縄作り、おもてなしの英会話、切り絵などの講座を開講していきます。

基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域包括支援センターを核とした相談支援の充実

本市では、市内5つの日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、地域の高齢者の健康の維持や生活の安定のために必要な支援等を行っています。地域包括支援センターの担う取組のうち、地域ケア会議は、個別事例の検討において行う課題分析やケアマネジメント支援の積み重ねを通じて、多職種が協働して高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を並行して進めるものであり、地域包括ケアシステムの強化のために効果的な仕組みです。

地域包括支援センターについては、高齢者人口の増加に向けた対応や、相談支援体制のさらなる充実が課題とされてきました。こうした中で、藤代地区については、2つの日常生活圏域における業務を1箇所地域包括支援センターが担っているため、業務量等の増加を勘案し、令和4年4月に第5圏域に地域包括支援センターを増設することにより、業務の効率化と相談機能の強化を図り、地域における支援体制を強化しました。

また、高齢者の身近な相談先として地域包括支援センターが定着していくように市民への周知に努め、地域包括支援センターの事業や地域の社会資源についても積極的な情報発信を行います。

また、今後の高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から、業務負担軽減を進めるとともに体制の整備を図ることが必要です。必要に応じて居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象拡大や、地域の拠点の活用による地域包括支援センター業務の体制整備の推進、柔軟な職員配置などを検討していきます。

(1) 介護予防ケアマネジメント

要支援1・2の介護認定を受けた方、事業対象と判定された方に対する介護予防ケアプランを作成し、要介護状態に陥らないためのケアマネジメントを行います。

(2) 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげるなど、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援を行います。

また、後期高齢者の増加や8050問題、介護と育児のダブルケア等世帯の中に複数の課題・支援対応を必要とする相談が増加しており、高齢者が地域で自立した生活を支える拠点として地域包括支援センターの役割は年々増大しています。

高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、複雑化・複合化した課題を抱える世帯については、各分野の相談支援機関につなぎ、包括的な支援体制を構築し、協働により課題解決のための支援を行います。

①地域における関係者とのネットワーク構築

地域ケア会議や、在宅医療と介護の連携推進研修会等を活用し、多職種との連携を図ります。また、警察や消防等の関係機関等とも連携を強化します。

②高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握

民生委員・児童委員をはじめ、近隣で見守りができるような体制の整備を行い、これまで以上に、要援護高齢者をいち早く発見できるように、関係機関、地域の組織との関係づくりを行います。

③継続的・専門的な相談支援

初回相談時に、適確な見立てを行い、緊急性の有無、専門的・継続的な関与の必要性について判断します。専門的・継続的な相談または緊急の対応が必要と判断した場合は訪問による相談を実施します。

(3) 権利擁護業務

認知症や認知機能の低下などにより判断能力が不十分な高齢者の権利擁護と高齢者虐待を防止するために次の事業を実施します。

①成年後見制度の活用促進

判断能力等が十分でない高齢者に対して、社会福祉協議会と連携し、成年後見制度についての広報・啓発を図ります。

②被虐待高齢者の把握

被虐待高齢者の存在については、主治医や地域包括支援センターを中核としたネットワークからの把握、認定調査員による報告、介護サービス提供事業者による把握等、広く情報収集し、早期発見・早期対応の体制を整備します。

③高齢者虐待相談・対応

高齢者虐待の早期発見・早期対応を行うため、地域包括支援センターに相談窓口を設置します。

また、被虐待高齢者の生命または身体に重大な危険が生じるおそれのあると認められる場合は、市職員が立ち入り調査を実施し、状況によっては、行政措置として緊急一時保護対応等を行います。

④困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、地域包括支援センターの専門職が中心となり、医療機関や福祉関係機関、警察等関係機関や地域団体などと地域ネットワークを構築し、必要な支援につなげていきます。

⑤消費者被害の防止

消費者被害を未然に防止するため、高齢者を対象とした啓発に努めます。

また、消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに、高齢者と関わりのある専門職等に必要な情報提供を行います。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域ケア会議や事例検討会を定期的実施するなど、ケアマネジャーや栄養士・薬剤師などの専門職との協働や、地域の関係機関との連携を通じて、被保険者が地域において自立した生活を営めるよう日常生活の支援や要介護状態の軽減、又は悪化防止を目指した包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、後方支援を行います。

①包括的・継続的なケア体制の構築業務

地域ケア会議を中心として事例の検討や話し合い、情報貢献を定期的に行い、市内の医療機関、関係機関、インフォーマルサービスとの連携体制づくりに取り組みます。

■地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議の一覧

事業名	実施主体	事業内容
地域ケア個別会議 (個別課題・地域課題の検討)	地域包括支援センター	支援困難事案の支援方法を検討するため、地域ケア個別会議を開催します。また、本会議の開催を通じて地域課題の把握に努めます。
地域ケア個別会議 (ケアプランの自立支援・重度化防止に資する検討会議)	地域包括支援センター	介護予防ケアマネジメントの対象者である要支援者や総合事業の対象者のケアプランに対し、自立支援の目標設定や支援方法等を多職種協働で検討します。
地域ケア個別会議 (訪問介護の生活援助の回数検証)	市	医療や介護の多職種で構成される地域ケア会議を開催し、必要に応じて生活援助の回数に限らずケアプランの内容全体を検証します。
地域ケア推進会議 ※第1層協議体と兼ねる	市	地域における課題の把握と情報共有、問題解決を図る場として、市全体の視点から施策を検討する地域ケア推進会議を開催します。

②地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務

地域の関係機関との連携会議や地域ケア個別会議の中で、困難事例等の検討を行うとともに、情報交換や研修の場として、連絡会議を開催していきます。

③地域のケアマネジャーに対する日常的個別指導・相談業務

個々の事例の対応から制度の確認など、ケアマネジャーの相談に随時対応していきます。必要に応じて同行訪問も実施します。

また、主任ケアマネジャーとの連携を推進するために、研修会を実施します。

④支援困難事例等への指導・助言業務

個々のケアマネジャーが解決困難な事例については、同行訪問、サービス担当者会議への参加、または地域ケア個別会議を開催することにより、対応します。

(5) 地域包括支援センターの評価

地域包括支援センターにおいて、継続的に安定した事業実施につなげるため、実施する事業の評価を行い、質の向上に努めます。

また、取手市高齢者福祉・介護保険事業運営委員会と連携しながら、定期的な業務の進行管理や点検を行います。

2 地域で高齢者を支援する体制の整備

様々な主体との連携を進めるとともに、地域に配置した生活支援コーディネーターが中心となって、地域資源と生活支援ニーズの把握・整理を行い、外出支援、家事支援等の具体的な支援の取組に結び付けます。地域での支え合いを充実させる上では、行政だけではなく、見守り等を行う民生委員・児童委員やボランティアなど、地域で福祉活動に携わる人々の活動が重要であることから、活動に対する支援を強化します。

また、高齢者の社会参加等を進める就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）を配置し、サービス提供者と利用者が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進めていきます。

(1) 地域の支え合い活動の支援

介護保険サービス等の公的な支援（公助）では対応できない、多様な市民ニーズに柔軟に対応するとともに、核家族化の進展、職場中心の社会で生活してきた高齢者と地域とのつながりが希薄化しているため、住民主体による地域づくりが求められています。

そのため、今まで培ってきた高齢者の知識や経験を活かした地域と関わる場や機会の提供を行い、参加しやすい仕組みづくりを行います。

具体的には、ちょっとした困りごと支援の活動など、既に支え合いの体制が構築されている地域がある一方で、そういった体制づくりが醸成されていない地域もあることから、介護予防・生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」などを中心とした、支え合いの機運の醸成及び活動の立ち上げ支援、組織づくり支援等を推進します。

(2) 地域の資源開発とネットワークづくりの推進

今後、多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる1人暮らし高齢者世帯や高齢者世帯が増加していくことを踏まえ、高齢者を含めた地域住民の力による多様な生活支援等のサービスを充実していくことが求められます。

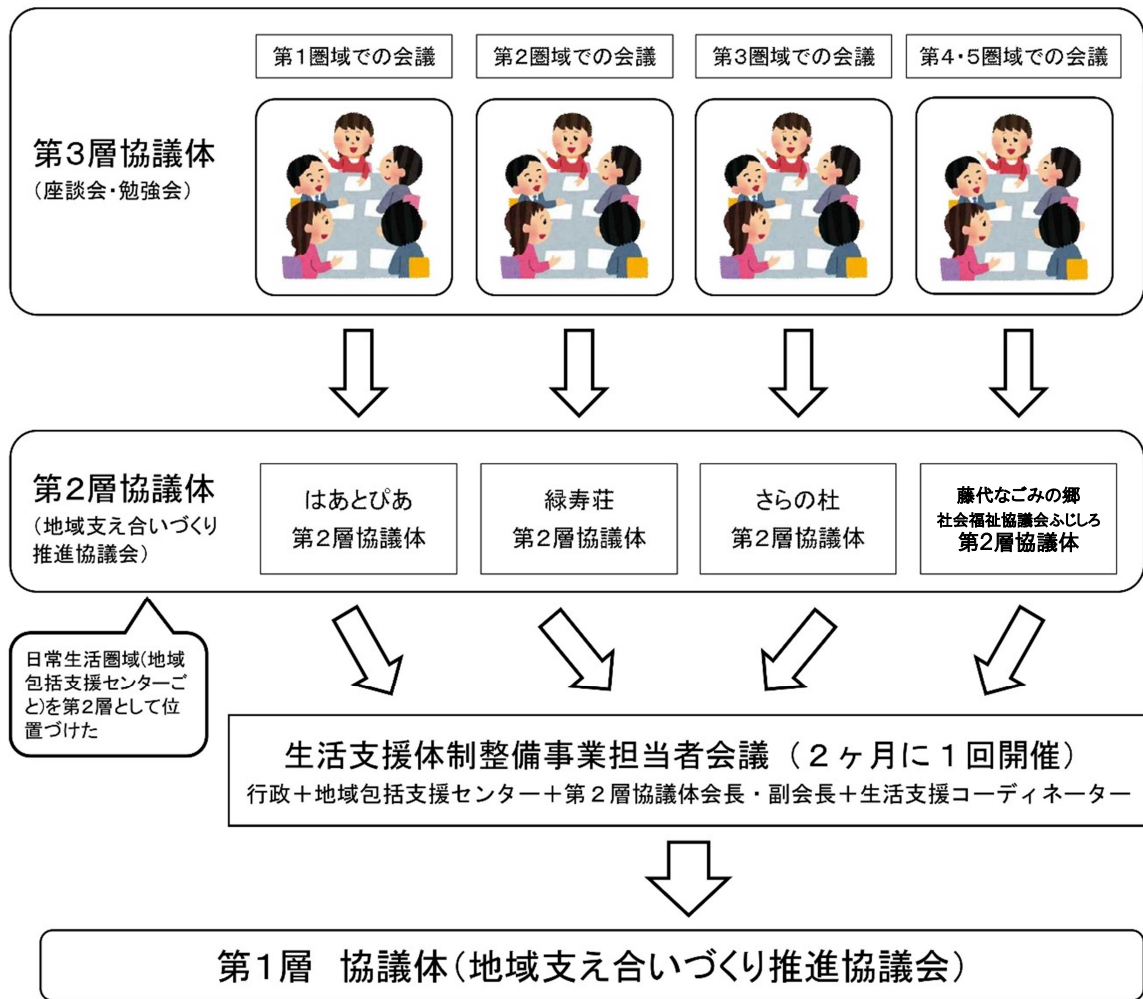
このことから、介護保険法第115条の45第2項第5号に基づき生活支援体制整備に向けて取手市全体（第1層）や各地域包括支援センター単位（第2層）に設置した「地域支え合いづくり推進協議会（協議体）」や「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を中心に、NPO法人、ボランティア、地縁組織、社会福祉法人等との協働により、生活支援サービスの開発・ネットワーク化を進めていきます。

特に、第2層生活支援コーディネーターを中心に、多様な地域資源の発掘・育成を目的に、社会資源の把握、介護予防・生活支援サービスの創出に取り組み、在宅生活を継続できるような生活支援体制を整備します。

【具体的事業等】

事業名	内容
生活支援体制整備事業	① 市民による自主的な活動場所の確保 ② 市民の自主的な活動における担い手の養成。

■本市における生活支援体制整備事業取組みイメージ



■生活支援体制整備事業(第1層・2層協議体)

区分	年度	単位	実績値(令和5は見込値)			計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
第1層・2層協議体設置数		箇所	5	5	5	5	5	5
生活支援コーディネーター数		人	6	5	5	5	5	5

3 高齢者の在宅生活の支援

高齢者の自立した在宅生活を支援するため、多様なニーズに対応した在宅福祉サービスを提供します。また、今後も引き続き、取組の内容や利用状況が高齢者のニーズに合致しているかどうかを絶えず確認して、必要に応じて改善を図りながら、多様な取組により高齢者の在宅生活を支えます。

(1) 見守り施策の推進

日常の見守りは、公的サービスと地域ボランティア団体の活動に大きく整理できます。後述の公的サービスの充実を図ると共に、お休み処運営、ふれあいサロン、給食ボランティア等、各ボランティア団体の活動について、住民主体の活動が安定して継続できるよう、取手市は側面から支援していきます。

地域で活動するボランティア団体は、元気な高齢者が中心となって地域の見守りに大きく貢献しています。これらのボランティア団体の活動を支援することは、地域の見守りの強化と高齢者の社会参加を促進する二重の効果をもたらします。

また民生委員や地域包括支援センター職員による自宅訪問以外にも、新聞配達やコンビニエンスストアの宅配時等、高齢者の異変に気づいた際に通報をいただき安否を確認する等、民間事業者との協働による見守りを推進していきます。

(2) 在宅福祉サービスの推進

①愛の定期便事業【対象者：安否確認が必要な65歳以上の1人暮らし高齢者】

65歳以上の1人暮らし高齢者を訪問し、乳酸菌飲料を配布しながら安否や健康の保持の確認、孤独感の解消を図ります。

外出の機会が少なく、閉じこもりがちな方や近隣に家族がいないなど、孤立した状況にある虚弱で安否確認の必要な方に対し、利用を進めていきます。

また、事業内容等については、随時、見直しを行っていきます。

■愛の定期便事業

区分	年度	単位	実績値(令和5は見込値)			計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者人数		延人	52	32	26	30	30	30
配達本数		延本	3,742	3,268	3,120	3,600	3,600	3,600

②安心コール【対象者：安否確認が必要な 65 歳以上の高齢者】

1人暮らし高齢者等に対し、地域包括支援センターが電話で定期的な声掛けを行い、安否確認、孤独感の解消を図ります。

見守り施策の一環として、安否確認の必要な方に今後も継続して実施します。

■安心コール

区分	年度	単位	実績値(令和5は見込値)			計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者人数		延人	11	14	14	15	15	15
コール数		延コール数	440	560	560	600	600	600

③緊急通報システム設置事業

【対象者：65 歳以上の病弱な 1 人暮らし高齢者世帯、必要性の高い高齢者世帯】

ボタン操作ひとつで、緊急時の通報や心身の健康面などの相談ができる装置や自動通報火災警報器を設置します。平成 29 年度から空間センサーによる安否確認による自動通報機能を加えたシステムに変更し、より多くの心身の不安感や孤独感の解消を図っています。

在宅の病弱な 1 人暮らし高齢者等の緊急通報時の迅速な対応体制と日々の安心を提供するため、必要性のある世帯への設置を進めていきます。

また、事業内容等については、随時、見直しを行っていきます。

■緊急通報システム設置事業（各年 4 月 1 日現在の設置台数）

区分	年度	単位	実績値(令和5は見込値)			計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用台数		台	465	465	480	480	485	485

④配食サービス事業【対象者：安否確認が必要な 65 歳以上の高齢者】

夕食のお弁当を宅配し、安否の確認や孤独感の解消を図ります。

今後も安否確認が必要な高齢者に対して、十分なアセスメントを実施し、計画的な配食サービスを提供していきます。

また、事業内容等については、随時、見直しを行っていきます。

■配食サービス事業

区分	年度	単位	実績値(令和5は見込値)			計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者人数		延人	174	173	180	180	180	180
配食数		延食	18,353	18,182	18,500	18,500	18,500	18,500

⑤見守りキーホルダー・ステッカー事業

【対象者：40歳以上の認知症、もしくは見守りが必要な65歳以上の高齢者】
 認知症による徘徊のおそれがある高齢者へ、キーホルダーと反射ステッカーを配布することで、保護時の本人特定や緊急連絡先への連絡を迅速に行います。
 認知症発症者は増加傾向にあり、今後も事業の周知に努め、必要とする利用者の登録促進に努めていきます。

■見守りキーホルダー・ステッカー事業

区分	年度	単位	実績値(令和5は見込値)			計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者人数		人	238	224	230	235	240	240
保護通報件数		件	0	0	0	0	0	0

⑥紙おむつ支給事業

地域支援事業の支給要件に則り、在宅で紙おむつが必要な低所得の高齢者を対象に事業を継続していきます。
 ただし、給付内容等については、随時、見直しを行っていきます。

■紙おむつ支給事業

区分	年度	単位	実績値(令和5は見込値)			計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
支給者数		人	1,138	1,019	1,032	1,120	1,120	1,120

⑤高齢者移動支援事業【対象者：住民税が非課税の移送団体登録者】

移動制約者（要支援、要介護者や身体障害者手帳受給者及び肢体不自由、精神障害などにより、単独では公共交通機関を利用することが困難な方）で、福祉有償運送の許可を受けた団体の移動支援サービスを利用する高齢者に対し、移送サービス利用時及びタクシー利用時に使用できる助成券を発行します。
 継続して移動制約者、移送支援団体の支援に努めます。

■高齢者移動支援事業

区分	年度	単位	実績値(令和5は見込値)			計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
助成券交付者数		人	624	692	740	750	770	770
移送団体送迎回数		回	9,011	9,088	9,000	9,000	9,000	9,000
タクシー利用回数		回	4,947	5,592	5,800	6,100	6,500	6,900

⑥ステッキカー購入助成事業

【対象者：外出時に杖等を必要とする、住民税が非課税の 65 歳以上の高齢者】
歩行に支障がある高齢者が使用するステッキカーの購入費の半額を助成します。(1人1回限度、上限 5,000 円)

歩行に支障がある高齢者に対し、購入費の助成を継続支援していきます。

また、事業内容等については、随時、見直しを行っていきます。

■ステッキカー購入助成事業

区分	年度	単位	実績値(令和5は見込値)			計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
助成人数		人	16	23	24	24	24	24

⑦訪問理美容サービス事業

【対象者：寝たきりなど外出が困難、もしくは認知症などの理由で常時介護を要する、住民税が非課税の 65 歳以上の在宅高齢者】

在宅の外出が困難な高齢者へ、在宅において理容師・美容師から調髪が受けられるように訪問費用の助成を行います。(1回あたり 2,000 円、年間最大4枚)

今後も、在宅にて理美容を受けることで前向きに生活を送ることができるよう、理美容師の訪問費用の助成を継続していきます。

また、事業内容等については、随時、見直しを行っていきます。

■訪問理美容サービス事業

区分	年度	単位	実績値(令和5は見込値)			計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
対象者数		人	19	19	20	20	20	20

⑧家族介護慰労金支給

【対象者：下記期間中、介護サービスの利用がなく、病院等への入院が3ヶ月以内の要介護4以上に相当する在宅の住民税非課税高齢者を介護する、住民税非課税世帯の家族】

8月1日から翌年7月31日までの1年間の期間中、介護サービスを利用しない在宅の高齢者を介護する家族に慰労金を支給します。支給額は1件あたり 100,000 円です。

今後も対象家族からの申請を募り、慰労金支給を継続していきます。

また、事業内容等については、随時、見直しを行っていきます。

■家族介護慰労金支給

区分	年度	単位	実績値(令和5は見込値)			計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
支給件数		件	0	0	0	1	1	1

⑨在宅自立高齢者短期入所事業

【対象者：下記に該当する介護保険非該当の高齢者】

1人での生活が不安視される介護保険非該当（自立）の高齢者と同居する家族が、慶弔等止むを得ない事情により一時的に不在となる際、特別養護老人ホームへの短期入所を支援します。

今後も突発的に発生する短期入所措置への支援を継続していきます。

⑩敬老祝金支給

【対象者：毎年9月1日現在で住民登録されており、引き続き3ヶ月以上居住し、年度内に満88歳もしくは99歳以上の年齢に達する高齢者】

88歳、99歳以上の高齢者に祝金を支給し、長寿を祝福します。

祝金支給事業は、長寿の祝福を受ける高齢者にとってなくてはならない励みになる行事であるため、今後も継続していきます。また、事業内容等については、随時、見直しを行っていきます。

■敬老祝金支給

区分	年度	単位	実績値(令和5は見込値)			計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
支給対象者		人	649	667	794	850	900	950

4 医療と介護の連携の推進

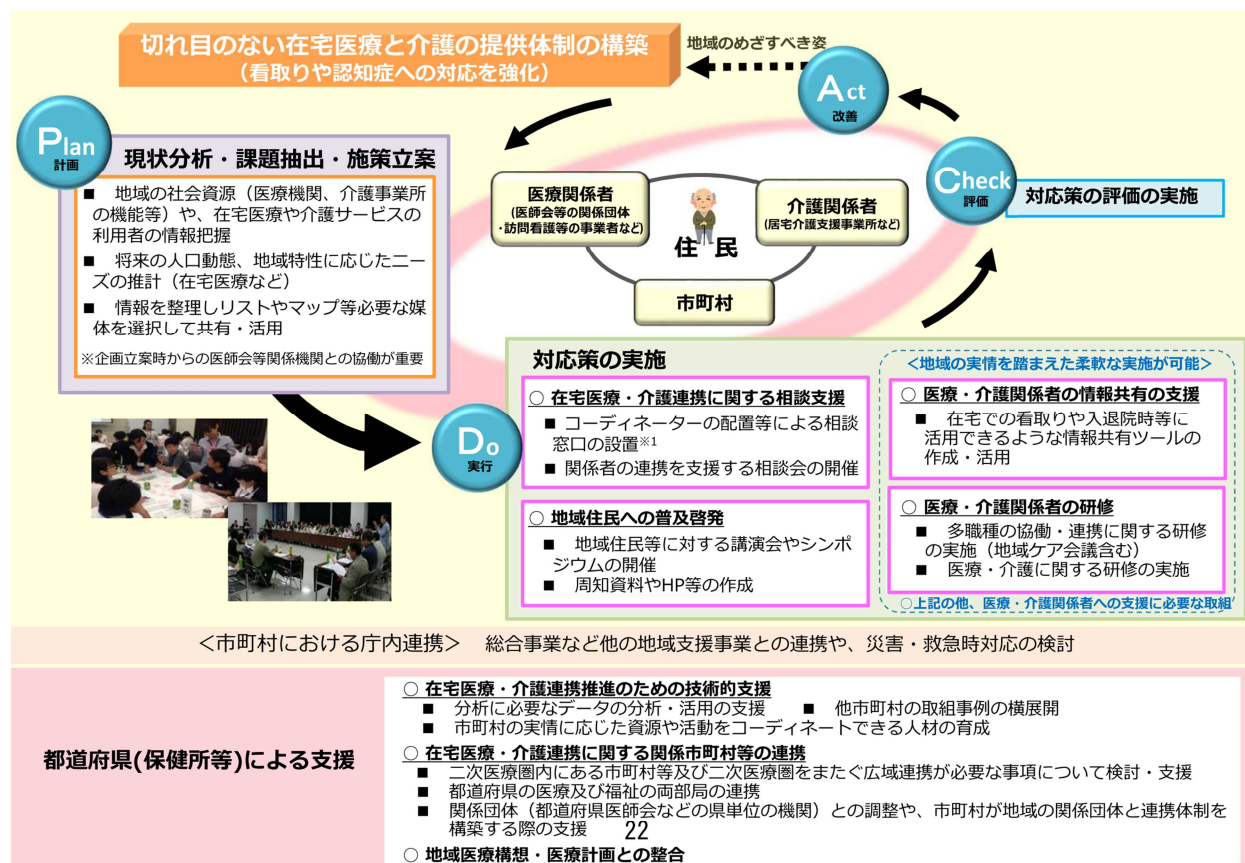
住み慣れた地域で、在宅医療や介護を受けながらできるだけ長く生活することを支援するため、地域の医療機関や介護事業所等、在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制の構築を図ります。

第9期計画でも、引き続き在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携が求められる4つの場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）に沿った取組を進め、在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築に向け、取手市・守谷市・利根町が中心となって、公益社団法人取手市医師会等と緊密に連携し、地域包括ケアシステムの強化を図ります。

また、多職種連携のための意見交換会や研修会を開催し、顔の見える関係性の構築、スキルアップを図るとともに、適切な医療と介護の支援を受けることで、在宅で療養生活を継続できること、自分が望む人生の最終段階における医療・ケアについて前もって家族等と共有する取り組み（ACP）について、普及啓発を行います。

さらに、地域の実情に応じて取組内容の充実を図るとともに、PDCA サイクルに沿って取組を推進していきます。

■地域包括ケアシステムの実現に向けた第8期介護保険事業計画期間からの在宅医療・介護連携推進事業の在り方



【現状分析・課題抽出・施策立案】

(1)地域の医療・介護の資源の把握

医療と介護サービスの地域資源を把握し、現状の分析を行うとともにマップ等を作成します。また、医師会のホームページ等に地域の医療・介護関係者や住民に情報提供し、在宅医療介護の推進に活用していきます。

(2)在宅医療・介護連携の課題の抽出

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師、介護支援専門員、行政等で構成する「取手・守谷・利根地域連携協議会」において、在宅医療・介護の課題抽出及び解決策について検討します。

(3)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

在宅医療・介護を提供する医療関係者が安心して在宅医療に携われるよう、主治医・副主治医制度や、診療所と病院間の後方支援体制を医師会とともに構築していきます。

また、入退院の支援、日常の療養支援、急変時の対応等、切れ目なく在宅医療と介護サービスが提供されるよう体制の構築に向け関係機関との連携づくりを推進します。

【対応策の実施】

(1)在宅医療・介護関係者に関する相談支援

取手市医師会において地域の在宅医療に関する相談窓口「いきいきネット支援センター」を設置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療に関する相談を行っていきます。

(2)地域住民への普及啓発

在宅医療・介護連携についての講演会の開催や、人生会議(ACP)、エンディングノートの活用、パンフレット等の作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。

(3)医療・介護関係者の情報共有の支援

医療や介護関係機関に所属する多職種が、利用者の状態や今後の方針等に関する情報を適宜共有できるよう、入退院連携マニュアルや「電子@連絡帳システム」を活用し、情報共有体制を構築していきます。

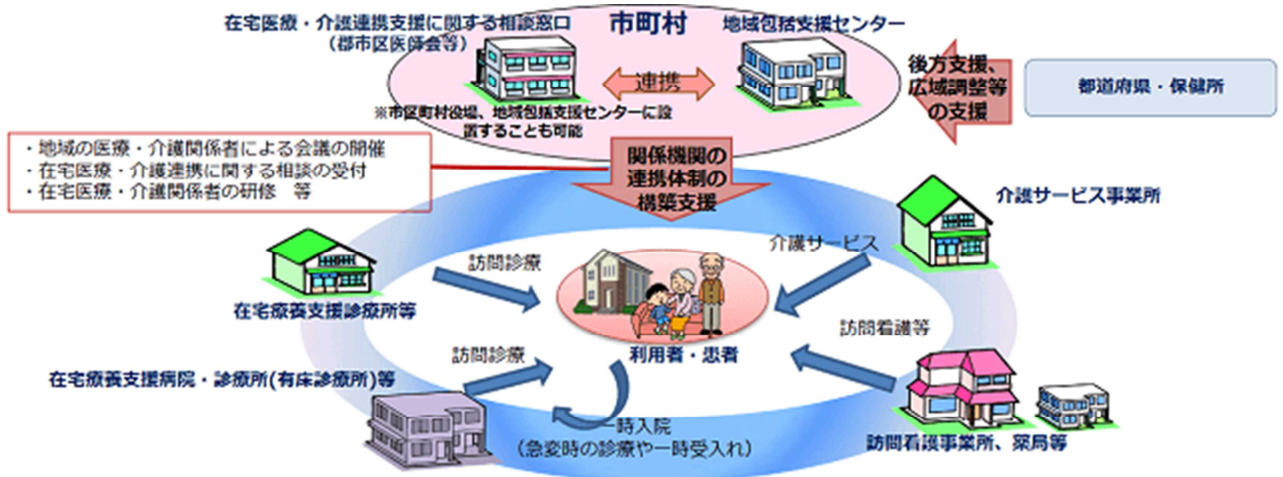
(4)医療・介護関係者の研修

在宅医療・介護関係者のネットワーク構築とスキルアップを図ることを目的として、医療・介護専門職向けに講演会、事例検討会、多職種連携フォーラムや地域 BCP 等の研修を開催します。

(5)在宅医療・介護連携に関する関係町村の連携

二次医療圏内の病院から退院する高齢者について、退院後も在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう情報共有の方法等を含む在宅医療・介護連携のために必要な事項について、竜ヶ崎保健所を中心として関係機関と連携していきます。

■在宅医療・介護連携の体制イメージ



5 成年後見制度利用促進と権利擁護の推進

高齢者虐待は、家庭内や介護サービス提供中など、外部からの発見が困難な場所で行われがちです。そのため、被害が潜在化して、発見時には既に深刻な事態となっている場合があります。高齢者と関わりのある地域の団体や事業者等がさまざまな視点から高齢者虐待の発見に努めるとともに、速やかに通報を行い、被害者の迅速な保護に努めます。

また、認知症の高齢者など、判断能力が低下している人が地域で安心して生活するためには、成年後見制度の活用により、本人の権利や財産を守ることが重要です。現在、本市では社会福祉協議会が法人として成年後見を受任し、対象者を支援する仕組みがありますが、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、令和5年4月に「第二期取手市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。今後も、成年後見制度の周知を図るとともに、制度の利用しやすさの向上を図り、制度を必要とする人・家族に利用を促します。あわせて、権利擁護の担い手である市民後見人の育成を図ります。

(1) 成年後見制度の相談支援・普及啓発

地域包括支援センター、取手市社会福祉協議会に設置している「成年後見サポートセンター」と連携しながら、権利擁護の視点で相談に対応し、適切な情報提供や支援を行うなど、地域で暮らす高齢者等にとって身近な相談窓口の充実を図ります。

成年後見制度の普及・啓発については、取手市・地域包括支援センター・成年後見サポートセンター・NPO法人とりで市民後見の会等が連携し、成年後見制度に関する講演会・シンポジウムを定期的実施し、成年後見制度の普及・啓発に努めます。

(2) 高齢者虐待防止の推進

相談窓口としての地域包括支援センターの周知に努め、市民や介護サービス事業者等が虐待について相談しやすい環境を整えることで、早期発見を図るとともに、警察など関係機関と連携して対応を図ります。

虐待を発見した時には、高齢者虐待防止法に基づき、被虐待者の安全を確保するとともに、養護者の負担を軽減するために相談、指導及び助言を行います。

なお、高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、緊急やむを得ない場合には、高齢者虐待防止法第9条の2に基づく特別養護老人ホームへの措置入所や老人福祉法第32条に基づく成年後見制度の市長申立てを実施します。

また、取手市高齢者虐待防止対策事業実施要綱に基づき、関係機関との連携協力体制を確保するために、高齢者虐待防止実務者会議の開催及び高齢者虐待の個別事例を検討するため、取手市、地域包括支援センター、警察による高齢者虐待個別事例検討会議を定期的実施します。

また、施設従事者等による高齢者虐待を未然に防ぐ取り組みを行います。

6 家族介護に対する支援

介護サービスの充実に伴い、高齢者を介護する家族の負担は軽減されてきた面がありますが、認知症の高齢者を介護する家族を中心に、依然として家族の多くは心理的負担や孤立感を抱えながら介護に当たっています。また、働きながら家族の介護をしている人は、仕事と介護との両立に困難を抱えている例が少なくありません。加えて、近年は社会の晩婚化の影響もあり、家族の介護と育児に同時に直面するケースの増加が課題となっています。場合によっては、やむを得ず職を離れ、介護に専念せざるを得ない状態となることも課題です。

家族介護者の身体的、経済的な負担軽減のための取組を実施するとともに、相談の機会の拡充や介護技術に関する知識・情報提供を充実させるなど、市として家族介護者に対する支援を強化します。

また、おれんじカフェの活動、介護支援専門員による仕事と介護の両立支援などの取組や、ヤングケアラーを支援している関係機関と地域包括支援センターの連携など、地域の実情を踏まえた家族介護者支援に取り組んでいきます。

(1) 家族介護支援の推進（ケアラー支援）

家族介護者の身体的、経済的な負担軽減のための取組を実施するとともに、高齢者支援と家族介護者支援の両視点から、ニーズを踏まえ、介護に関する知識や情報提供、相談機会の拡充、介護者に関する周囲の理解促進に取り組みます。また、地域の介護支援専門員等に対しても家族支援の必要性について普及を図ります。

7 高齢者が暮らしやすい地域づくりの推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう、様々な課題を分析するとともに、居住等に関する施策と介護給付等対象サービス等に関する施策との有機的な連携を図りつつ、包括的に支援していきます。

(1) 市営住宅の整備

令和5年10月1日現在、市内8箇所に271戸の市営住宅を設置しています。
なお、入居者の選考にあたっては高齢者を優遇しています。

(2) 介護保険制度との連携

高齢者の転倒等によるけがの防止や、生活しやすさを向上させるため、介護保険による住宅改修制度を活用し、手すりの設置や室内外のバリアフリー化を図ります。

(3) その他計画との連携

高齢者の居住安定を確保するため、国の住宅セーフティネットによる賃貸住宅供給の充実や、茨城県高齢者居住安定確保計画との連携を図ります。

(4) サービス付高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホームの整備

取手市には令和5年12月1日時点においてサービス付き高齢者向け住宅11施設・定員341人、住宅型有料老人ホームは14施設・定員409人が整備されており、取手市内を含めた登録住宅に関する情報は、国のサービス付き高齢者向け住宅登録情報提供システム等により確認する事ができます。

民間事業者が同住宅を整備する場合には、国による整備費補助や融資、税制優遇などの支援も充実しており、今後も増加が見込まれますので、高齢者が安心して暮らせる住宅のひとつとして設置状況を常に把握し、茨城県とも連携して市民に情報提供できる体制を整えます。

■住まいの状況(市内) (令和5年12月現在)

名称	施設数	定員数
サービス付き高齢者向け住宅	11	341
介護付有料老人ホーム	0	0
住宅型有料老人ホーム	14	409

8 災害・感染症対策に係る体制整備

近年、本市を含めた我が国全体として、大型台風の上陸やいわゆるゲリラ豪雨等の風水害、大規模な地震等の災害が頻発しています。また、世界的に新型コロナウイルス感染症の拡大以降、感染症対策は今日の本市を取り巻く重要な課題であると言えます。

災害や感染症対策に関して、日頃から介護事業所等と連携して、避難訓練の実施や防災・感染症拡大防止に関する啓発活動、感染症に対する研修等を行うとともに、介護事業所等におけるリスクの状況を確認します。また、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況を確認して、災害や感染症発生時に必要となる物資等の調達・輸送体制の整備に努めます。

(1) 防災体制の充実

地震や台風等による災害が発生した場合、「取手市地域防災計画」に基づき、関係機関と連携し、高齢者等の避難支援や高齢者施設等の被災状況の確認など、速やかな対応に努めます。

また、災害の発生に備え、県や保健所、医療機関等との連携・協力体制を整備し、緊急時に適切な運用ができる仕組みを確保するため、義務付けられている避難要配慮利用施設避難確保計画策定の啓発、防災についての訓練及び研修、周知啓発など、関係部署・関係機関と連携し実施します。

(2) 関係機関との連携・協力体制の整備

災害や感染症発生時に向けて県や保健所、医療機関等との連携・協力体制を整備し、緊急時に適切な運用ができる仕組みを確保することに努めます。また、災害や感染症等が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要です。すべての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられているところ、市内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行います。

基本目標3 認知症高齢者を支える仕組み～「共生」と「予防」～

誰もが認知症になりうることから、認知症の人やその家族が地域のよりよい環境の中で自分らしく暮らし続けるためには、地域の住民や事業者等が認知症について十分に理解し、認知症の人を支える気持ちを持つことが重要です。認知症の人の数は年々増加傾向にあるため、一人でも多くの市民が認知症の症状や認知症の人への対応方法を理解することが必要です。

本市では、認知症についての基礎知識やサービス、相談先等を網羅した認知症ケアパスを作成しています。また、認知症サポーター養成講座を実施しており、既に多くの市民が「認知症サポーター」として、地域で日常的な見守り活動に携わっています。

令和5年6月14日に認知症に関する法律「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症施策推進に関する基本理念と、国・地方公共団体・国民の責務が明確に示されました。認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえるとともに、認知症施策推進に関する基本理念に基づき、今後も地域包括支援センターや医療機関、事業者等が連携を一層強め、認知症への理解を深めるための啓発、地域の見守り活動等（地域づくり）に取り組む必要があります。

認知症の人をはじめ、社会から孤立しがちで支援を要する人を早期に発見して、適切な対応につなげることを目的として、見守りネットワークを地域住民・公共機関・民間事業者等の協力によって構築しています。今後もこれらの取組を推進して、市民の認知症に対する理解促進と見守り体制の充実を図ります。

1 普及啓発・本人発信支援

(1) 認知症地域支援推進員の配置

認知症の人に対し状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センターや医療機関、介護サービス事業所など、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図り、また認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

(2) 認知症サポーター養成及び活動促進

認知症に対する正しい理解と適切な対応について知識を深めるため、地域や学校、職域において「認知症サポーター養成講座」を実施します。

さらに、認知症サポーターが活動を一步前進させ、認知症の人やその家族に対し身近な支援を行う「チームオレンジ」として活躍できるよう、ステップアップ講座を実施するとともにその取組みを支援します。

(3) 認知症ガイドブックの普及

認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめたもので、認知症の人とその家族がいつ、どこで、どのようなサービスを利用することができるのかを示したものです。認知症ケアパスを含め、認知症に関するさまざまな情報を公開し広く今後も普及に努めていきます。

(4) 本人ミーティングの実施

認知症の人本人同士が語り合う「本人ミーティング」の実施を通じて、本人の意見の把握、施策の企画・立案、評価への本人視点を反映していきます。

(5) 認知症の人にやさしい地域づくり

認知症の人と地域で関わることが多い小売業・金融機関・公共交通機関等で働く人たちが、認知症の理解を深め、適切な対応をとることができる環境づくりを推進します。

■認知症地域支援推進員配置数等

区分	年度	単位	実績値(令和5は見込値)			計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
認知症地域支援推進員配置数		人	12	13	13	13	13	14
認知症サポーター養成講座受講者数		人	241	273	371	400	450	500
認知症ステップアップ講座開催回数		回	0	1	1	1	1	2

2 予防

(1) 健康づくり・介護予防を総合的に推進するための仕組みづくりの推進 (第1章参照)

3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

(1) 認知症カフェ（オレンジカフェ）への支援

各地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員等を中心としながら、認知症の人やその家族が、地域の住民や医療・介護の専門家と交流する認知症カフェ（オレンジカフェ）を今後も発展的に展開し、本人や家族への支援を充実していきます。

■認知症カフェ(オレンジカフェ)設置数

区分	年度	単位	実績値(令和5は見込値)			計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
認知症カフェ設置数		箇所	6	6	8	8	8	9

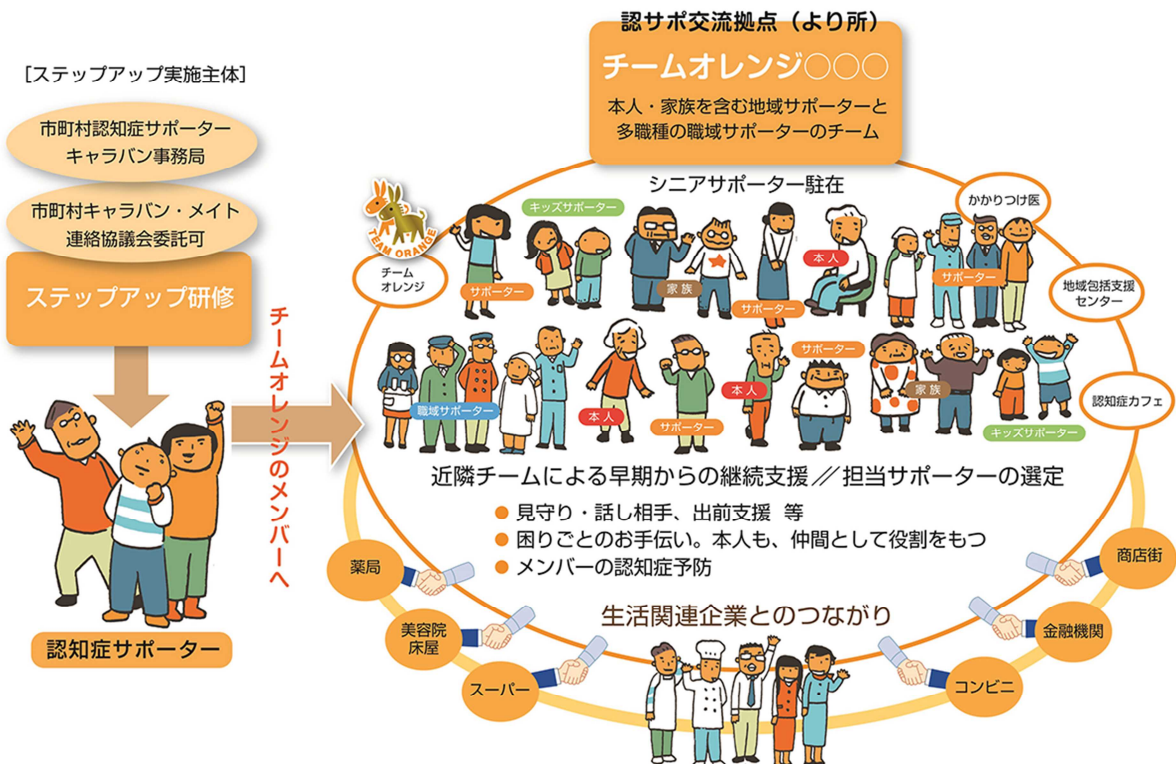
(2) 見守りキーホルダー・ステッカーの推進

介護者への支援として、認知症による徘徊のおそれがある高齢者へ、キーホルダーと反射ステッカーを配布することで、保護時の本人特定や緊急連絡先への連絡を迅速に行います。

(3) チームオレンジの体制作りに向けた検討

認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みとして「チームオレンジ」の構築を検討していきます。

■チームオレンジの活動イメージ



4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

(1) 認知症初期集中支援チームによる早期対応

認知症の人やその家族に早期に関わり、支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を各地域包括支援センターに配置しています。専門職チームが家庭訪問等を行うことで、受診勧奨などの早期対応を行います。

■認知症初期集中支援チーム設置数

区分	年度	単位	実績値(令和5は見込値)			計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
認知症初期集中支援チーム設置数		箇所	4	4	4	4	4	5

(2) 高齢者虐待防止

虐待の防止に向けて、取手市高齢者虐待防止対策事業実施要綱に基づき、高齢者虐待防止実務者会議等を開催し、保健・福祉・医療等の関係機関と連携することで早期発見に努めます。

(3) 成年後見制度利用促進

「第二期取手市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき行政及び社会福祉協議会に設置した「成年後見サポートセンター」が協力して中核機関の4つの機能（広報・相談・利用促進・後見人支援）を担い、家庭裁判所等と連携し、地域連携ネットワークを構築します。地域において本人に身近な親族、司法・医療・福祉等の関係者が連携する「成年後見制度利用促進連携協議会（消費者安全確保地域協議会兼ねる）」を定期的に開催し、消費生活センターとも連携するとともに、必要に応じて成年後見制度市長申立を行い、消費者被害等を未然に防止します。

また、成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な場合、報酬の助成を行います。

区分	年度	単位	実績値(令和5は見込値)		
			令和3	令和4	令和5
報酬助成件数		件	33	33	33

(4) 若年性認知症の人への支援

県の若年性認知症支援コーディネーターと連携し、若年性認知症の早期発見・早期支援につなげるための体制整備を図るとともに、就労継続ができる限り可能となるよう、企業向けの周知啓発や、働き方の調整などを実施します。

基本目標4 持続可能で質の高い介護保険サービスの推進

今後の見込みについては、介護離職ゼロ（介護と仕事を両立できるサービス基盤の整備）及び在宅医療からの追加的需要（介護サービスにおける受け皿の整備）への対応サービス分を見込んでいます。

また、中長期の視点に立った推計を行ったことから、令和22年度の見込値についても掲載します。具体的な見込みについては第5章以降に掲載しています。

1 介護サービスの実施

要支援・要介護認定を受けた高齢者に対して、心身の状態の維持・改善のために効果的なサービスを提供します。

(1) 居宅サービス

高齢化の進行に伴い、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯、日中独居状態の高齢者世帯等の増加が見込まれるため、訪問介護や通所介護等のサービス需要が増大するものと考えられます。

本市では、介護を必要とする高齢者が居宅サービスを利用しながら住み慣れた地域で安心して暮らすことを支援する観点から、次のとおり必要なサービス量を見込みます。なお、茨城県による訪問介護、通所介護の事業者の新規指定に関して、既にサービス量が見込みに達している場合は、本市は茨城県に協議を求めることとします。

また、様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、既存資源等を活用した複合型サービスの整備について協議・検討していきます。

在宅医療の整備状況や整備目標について関係機関と協議し、医療と介護の両方を必要とするケースの増加が見込まれる状況について把握ができたため、計画反映は、当状況を踏まえた上でサービス量を見込んでいます。

(2) 施設サービス

施設サービスは、要介護認定者が施設に入所して受けるサービスであり、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院があります。

現在、市内にはいずれの施設サービスがあり、いずれも稼働率が高い状況で推移しています。また、政府では2020年代初頭までに、介護サービスが利用できないためにやむを得ず家族介護者が離職することをなくすとともに、介護老人福祉施設への入所が必要であるにもかかわらず、自宅での待機を余儀なくされるケースをなくすという、「介護離職ゼロ」を目標としています。

また、高齢化の進展や、医療介護総合確保推進法に基づく茨城県地域医療構想の具体化に伴い、令和7年（2025年）に向けて病床の機能分化・連携が進み、全国的に在宅医療の需要が大きく増加することが見込まれます。こうした需要増大に対しては、医療分

野と介護分野の双方において、必要な受け皿を確保・整備する必要があります。

本市としては、既存の体制を前提としながら、必要に応じて認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス、居宅サービスの組み合わせによる支援も含めて対応します。

2 地域密着型サービスの実施

要支援・要介護認定を受けた高齢者が住み慣れた地域で生活することを支援するため、市内の事業所によるサービスを提供します。認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加、働きながら高齢者を介護する家族を支援する観点から、サービス提供体制の充実に努めます。

地域密着型サービス事業者の指定等に際しては、被保険者、介護サービス事業者、保健医療福祉等関係者、地域団体関係者、学識経験者等の代表で構成した「取手市高齢者福祉・介護保険事業運営委員会」において協議して、地域密着型サービスの適正な運営を確保します。

また、県や近隣市町村と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整を行います。

3 地域支援事業の実施

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域における包括的・継続的なケアマネジメントを支援するための事業です。地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなり、事業費の一部に介護保険料が充てられます。

地域包括ケアシステムの実現に向けて、市町村は高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の人に対する支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていくことが求められています。また、令和5年の法改正により、介護情報基盤の整備が地域支援事業に位置付けられており、地域の実情に応じた活用が求められることから、今後、個人情報の取扱いにも配慮しつつ関連データの活用促進を図るための環境整備を進めます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスの効果的・効率的な提供を促進する観点から、同事業に関係する者が、事業の目的やそれに向けてそれぞれが実施すべきことを明確に理解する場等を設置するとともに、生活支援体制整備事業において、介護予防や日常生活支援に係るサービスを提供・支援する様々な主体との連携の促進及び連携先が実施している取組を評価します。

4 サービス基盤の整備

中期的な介護ニーズの見通し等について、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方や既存施設・事業所の今後の在り方も含めて検討します。第9期計画期間中の本市における地域密着型サービス、介護保険施設の基盤整備に対する考え方は、次のとおりです。

(1) 地域密着型サービス

通いを中心に訪問や短期の泊りなどのサービスを受けられる「小規模多機能型居宅介護」は、2施設・47人登録定員（1サテライト含む）が整備されています。現在、グループホームの入居状況は、定員まで多少余裕のある状況であり、小規模多機能型居宅介護の利用状況は充足していると見込まれるため、今後の整備については、日常生活圏域別に将来の利用状況や整備の必要性を随時検討していきます。

なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護の各地域密着型サービス事業所整備についても、今後の状況に応じて随時検討していきます。

■認知症対応型共同生活介護(グループホーム)整備計画数(単位:箇所,人)

		第8期		第9期	
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市全体	施設数	7	7	7	7
	定員数	126	126	126	126
	利用者数	118	126	126	126
第1圏域	施設数	3	3	3	3
	定員数	54	54	54	54
	利用者数	52	54	54	54
第2圏域	施設数	2	2	2	2
	定員数	36	36	36	36
	利用者数	34	36	36	36
第3圏域	施設数	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0
第4圏域	施設数	1	1	1	1
	定員数	18	18	18	18
	利用者数	16	18	18	18
第5圏域	施設数	1	1	1	1
	定員数	18	18	18	18
	利用者数	16	18	18	18

■小規模多機能型居宅介護 整備計画数(日常生活圏域別)(単位:箇所,人)

		第8期	第9期		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1圏域	施設数	2	2	2	2
	利用者数	27	33	33	34

(2) 特定施設入居者生活介護施設の整備

特定施設である有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)のほか、サービス付き高齢者向け住宅のうち、介護サービスを提供できる施設として基準を満たし、介護保険法の指定を受けた施設です。自立または要支援1から入居できる「混合型」と、要介護1以上の認定者とその配偶者等が入居できる「介護専用型」の2種類がありますが、現在取手市には設置されていません。今後の特定施設の整備計画については、利用定員29人以下の地域密着型特定施設入居者生活介護を含め、利用状況や整備の必要性を勘案し随時検討していきます。

(3) 施設サービスの整備

介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院の3種類があり、どのような介護が必要かによって入所先が分かります。

特別養護老人ホームは、身体機能の低下や認知症などにより、自宅での生活が困難な方や、在宅介護を受けるのが難しい方が対象となり、入浴・排泄・食事等の介護のほか、日常生活の世話や機能訓練・健康管理や療養上の世話を受けられる、要介護高齢者のための自立を尊重した生活施設です。平成27年4月からは、入所条件として原則「要介護度3以上」となりました。

現在、取手市内には7施設・554床が整備されていますが、令和6年度以降の整備計画数についても利用者の見込み数を基に茨城県と協議し、既存施設の増床整備を優先しつつ、随時検討していきます。介護老人保健施設は、4施設・351床、介護医療院は1施設・27床が整備されています。介護老人保健施設及び介護医療院の利用状況は充足していると思込まれているため、今期計画での整備予定はありません。

5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進

介護サービスを必要とする高齢者の増加と、2040年までの中長期的な見通しの中での生産年齢人口の減少を背景として、我が国全体として介護従事者の不足が懸念されており、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が大きな課題となっています。現在、政府は2020年代初頭までに家族の介護を理由とした離職の防止等を図るべく「介護離職ゼロ」を推進しており、必要な介護サービスの確保と働く環境改善・家族支援を両輪に位置付けています。

高齢者介護を支える人材の確保は「介護離職ゼロ」実現に向けて欠かすことのできない取組です。個々の事業所における人材の確保・育成については、一義的には各介護保険事業者が自ら実施するべきものですが、本市は保険者として、事業者に対する指導・監督等を通して、事業者に対する情報提供や可能な限りの事務負担軽減に努めたり、事業者同士の連携を促したり、介護従事者の研修会等の開催支援や相談支援を行います。また、ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組を推進します。

介護現場の持続可能性を確保していくためには、介護職員の確保・育成に加え、元気な高齢者、外国人など多様な人材を介護の支え手として位置付けて、地域や介護現場で健康づくり・介護予防に取り組む中での活躍を促すことも有効と考えられます。また、人的制約がある中で質の高いサービスが提供できる環境を維持していくためには、介護現場における業務の見直しや就労しやすい環境の整備、ロボット・ICT（国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化など）を視野に入れる必要があります。こうした様々な取組を通じて、介護現場革新の取組を進めることが求められています。

さらに、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点から、共生型サービスの活用も重要です。

介護保険サービスは、利用者のニーズに対応した十分な量のサービスが提供されるだけでなく、提供されるサービスが真に利用者の日常生活を向上させるものであることや、利用者が満足する水準であることが求められます。適切なサービスが提供されることは、介護給付に要する費用の効率化につながり、介護保険制度の強化に資することとなることから、保険者として取組の強化を図ります。

要介護認定を遅滞なく適正に実施するために、認定審査会の簡素化や認定事務の効率化を進めつつ、必要な体制を整備していきます。

6 介護給付の適正化の推進

市は保険者として、被保険者のケアプランが適切に作成され、それに基づく介護サービスが適正に給付されていることや、介護報酬の請求が適正に行われていることを確認し、市民の介護保険制度に対する信頼性の向上を図ることが必要です。茨城県国民健康保険団体連合会が提供する給付実績を活用しながら、必要に応じて事業所に対する立ち入り指導を行うなど、適切な介護サービス提供体制の確保に向けた取組を行います。また、地域差改善や介護給付費の適正化に向けて県と協議します。

(1) 給付適正化事業

介護保険事業の健全な運営に資するため、事業者に対し、介護保険制度の趣旨を踏まえ、適切なサービスの提供、給付、請求が行われているかという観点から指導を行い、制度に対する信頼性と利用者に対する適切な介護サービスの確保に努めます。また、茨城県国民健康保険団体連合会と連携して、適正化システムを活用し、過剰なサービス供給の抑制に努めます。

給付適正化5事業（①要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）、②ケアプランの点検（ケアマネジメントの適正化）、③住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与の調査、④縦覧点検、医療情報との突合、⑤介護給付費通知）は費用対効果があります。今後は事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合の主要3事業を中心に取り組んでいきます。

国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用し、効果等が期待される帳票を優先して点検を行うとともに、国保連合会への委託等を検討することや、取組状況を公表します。

■給付適正化事業

区分	年度	単位	実績値(令和5は見込値)			計画値		
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
要介護認定の適正化		件	4,134	4,080	4,200	4,250	4,300	4,350
ケアプランの点検数		件	0	0	3	10	15	20
縦覧点検・医療情報との突合		件	1,674	1,424	1,500	1,600	1,640	1,700

7 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標について

地域包括ケアシステムの構築と、限られた資源での医療提供体制の構築という観点から、医療と介護の連携がますます重要になってきています。

リハビリテーションにおいても、支援や介護を必要とする高齢者が、必要に応じてサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することが求められています。

本市の高齢者は、市内及び他市町の事業所を利用していますが、このたび地域包括ケア「見える化」システムを使って利用状況をみたところ、以下のような実態が明らかになりました。

(1) 訪問リハビリテーションの利用率

「要支援1」で、全国・県の数値を上回っています。

	全国	県	取手市
要支援1 (%)	0.11	0.11	0.12
要支援2 (%)	0.26	0.24	0.04
要介護1 (%)	0.38	0.45	0.34
要介護2 (%)	0.47	0.49	0.34
要介護3 (%)	0.33	0.31	0.06
要介護4 (%)	0.28	0.29	0.08
要介護5 (%)	0.21	0.22	0.11
合計 (%)	2.04	2.11	1.09

時点:令和 5 年

出典:地域包括ケア「見える化」システム(他地域と比較し数値が高い箇所を太字強調)

(2) 通所リハビリテーションの利用率

ほとんどの項目において、国・県の数値を上回っています。

	全国	県	取手市
要支援1	1.06	0.90	1.58
要支援2	1.48	1.62	2.27
要介護1	2.14	3.02	4.99
要介護2	1.91	2.69	2.56
要介護3	1.04	1.32	1.45
要介護4	0.62	0.79	0.83
要介護5	0.24	0.27	0.38
合計	8.48	10.61	14.07

時点:令和 5 年

出典:地域包括ケア「見える化」システム(他地域と比較し数値が高い箇所を太字強調)

(3) 介護老人保健施設の利用率

「要介護 4」及び「要介護5」で、全国・県の数値を上回っています。

	全国	県	取手市
要支援1 (%)	0.00	0.00	0.00
要支援2 (%)	0.00	0.00	0.00
要介護1 (%)	0.61	0.98	0.66
要介護2 (%)	0.93	1.47	1.02
要介護3 (%)	1.20	1.83	1.24
要介護4 (%)	1.41	2.04	2.13
要介護5 (%)	0.81	1.35	1.49
合計 (%)	4.95	7.66	6.56

時点:令和 5 年

出典:地域包括ケア「見える化」システム(他地域と比較し数値が高い箇所を太字強調)

(4) 介護医療院の利用率

「要介護 1」及び「要介護4」で、全国の数値と同水準となっています。

	全国	県	取手市
要支援1 (%)	0.00	0.00	0.00
要支援2 (%)	0.00	0.00	0.00
要介護1 (%)	0.01	0.00	0.01
要介護2 (%)	0.03	0.01	0.01
要介護3 (%)	0.06	0.02	0.02
要介護4 (%)	0.25	0.09	0.25
要介護5 (%)	0.28	0.17	0.21
合計 (%)	0.63	0.29	0.49

時点:令和 5 年

出典:地域包括ケア「見える化」システム(他地域と比較し数値が高い箇所を太字強調)

本市では、通所リハビリテーションの利用率が国や県に比べ全体的に高い状況にあります。要支援・要介護認定を受けていても、必要なリハビリテーションを受けながら健康的に暮らすことは、身体機能の維持や改善、重度化の防止にもつながります。

本節に掲げる目標の達成にむけても、リハビリテーションの適切な提供が重要であるという認識のもと、第9期計画期間におけるサービス事業量を見込んでいます。

第5章 介護保険事業と介護保険料

介護が必要な状態となった高齢者への支援の充実を図るため、必要とする人が適切なサービスを実に受けられるよう、近隣市町との連携を図りながらサービスを円滑に提供する体制を整え、サービス供給量の確保に努めます。

	サービスの種類	サービスの内容
居宅サービス	訪問介護 〔ホームヘルプサービス〕	ホームヘルパーが訪問し、身体介護(食事、入浴、排せつのお世話、通院の付き添いなど)や生活援助(居室の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理など)を行います。
	訪問入浴介護 〔介護予防訪問入浴介護〕	移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。
	訪問看護 〔介護予防訪問看護〕	看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。
	訪問リハビリテーション 〔介護予防訪問リハビリテーション〕	リハビリ(機能回復訓練)の専門家が訪問し、リハビリを行います。
	居宅療養管理指導 〔介護予防居宅療養管理指導〕	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。
	通所介護(デイサービス)	デイサービスセンターで食事・入浴などの介護や日常生活の支援が受けられます。
	通所リハビリテーション (デイケア) 〔介護予防通所リハビリテーション〕	介護老人保健施設などで、日帰りの機能訓練などが受けられます。
	短期入所生活介護(ショートステイ) 〔介護予防短期入所生活介護〕	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や、日常生活の支援が受けられます。
	短期入所療養介護(医療型ショートステイ) 〔介護予防短期入所療養介護〕	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。
	福祉用具貸与 〔介護予防福祉用具貸与〕	車いすやベッドなど、日常生活の自立を助ける用具を貸し出します。
	特定福祉用具販売 〔特定介護予防福祉用具販売〕	排せつや入浴に用いる用具に対して、年間上限10万円まで福祉用具購入費を支給します(自己負担あり)。
	居宅介護住宅改修 〔介護予防住宅改修〕	生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、上限20万円まで住宅改修費を支給します(自己負担あり)。
	特定施設入居者生活介護 〔介護予防特定施設入居者生活介護〕	有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や日常生活の支援が受けられます。
	介護予防支援・居宅介護支援	介護予防支援は、地域包括支援センターの職員が中心となって、介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援します。一方、居宅介護支援は、ケアマネジャー(介護支援専門員)がケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。

	サービスの種類	サービスの内容
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護 [介護予防小規模多機能型居宅介護]	小規模な住居型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて、食事、入浴などの介護や支援が受けられます。
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ一体的に提供するサービスです。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。
	地域密着型通所介護	利用定員が18人以下の通所介護事業所で、サービス内容は、通所介護と同様です。
	認知症対応型通所介護 [介護予防認知症対応型通所介護]	認知症の高齢者が食事、入浴などの介護や支援、専門的ケアを日帰りで受けられます。
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム) [介護予防認知症対応型共同生活介護]	認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事、入浴などの介護や支援、専門的ケアが受けられます。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人以下の定員の介護老人福祉施設において、常に介護が必要な方が、施設で食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要な方が、施設で食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。
	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリに重点をおいた方が、医学的な管理のもとで介護・看護やリハビリが受けられます。
	介護医療院	「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供します。

1 介護保険事業量の見込み

(1) 居宅サービス

できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう、要介護認定者に対し、ケアプランに基づいた居宅サービスを提供しています。要介護認定者数およびサービス利用量は年々増加してきており、今後も増加が見込まれることから、ニーズに応じた提供体制を確保していきます。

① 介護予防サービス

単位:人/月

	第8期			第9期			第10期以降	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防サービス	651	684	715	768	791	812	904	869
介護予防訪問入浴介護	1	0	0	1	1	1	1	1
介護予防訪問看護	47	51	48	56	58	59	66	64
介護予防訪問リハビリテーション	5	6	10	10	11	11	12	11
介護予防居宅療養管理指導	30	35	45	48	50	51	55	53
介護予防通所リハビリテーション	208	212	215	232	237	243	272	261
介護予防短期入所生活介護	7	6	7	7	7	8	8	8
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	1	2	2	2	2	2	2
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	333	347	354	377	390	400	447	430
特定介護予防福祉用具購入費	5	8	9	9	9	10	10	10
介護予防住宅改修	9	11	17	18	18	19	21	20
介護予防特定施設入居者生活介護	7	7	8	8	8	8	10	9
介護予防支援	488	506	519	547	565	580	648	621

資料:地域包括ケア「見える化」システム

② 介護サービス

単位:人/月

	第8期			第9期			第10期以降	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス	4,849	4,965	5,296	5,518	5,777	6,020	6,276	6,494
訪問介護	746	753	774	810	848	889	919	945
訪問入浴介護	51	55	65	68	74	78	82	87
訪問看護	375	381	395	420	437	453	481	496
訪問リハビリテーション	40	50	55	61	65	69	70	73
居宅療養管理指導	590	623	728	737	775	815	843	882
通所介護	724	743	785	819	859	900	925	950
通所リハビリテーション	564	553	553	573	601	628	646	660
短期入所生活介護	210	220	223	246	258	267	280	294
短期入所療養介護(老健)	29	21	25	25	27	28	28	30
短期入所療養介護(病院等)	0	1	0	1	1	1	1	1
短期入所療養介護(介護医療院)	2	0	0	2	2	2	2	2
福祉用具貸与	1,397	1,432	1,537	1,581	1,646	1,700	1,797	1,863
特定福祉用具購入費	20	25	40	43	46	48	50	51
住宅改修費	16	19	31	39	42	44	45	46
特定施設入居者生活介護	86	88	85	93	96	98	107	114
居宅介護支援	2,244	2,276	2,378	2,504	2,594	2,671	2,853	2,918

資料:地域包括ケア「見える化」システム

(2)地域密着型サービス

要介護者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近な場所で提供されるサービスです。

サービスの基盤整備は市町村単位で行われ、基本的には当該市町村に居住する住民のみが利用可能となります。

①介護予防サービス

単位:人/月

	第8期			第9期			第10期以降	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
地域密着型介護予防サービス	2	2	2	2	2	2	3	3
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	2	2	2	2	2	3	3
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0

資料:地域包括ケア「見える化」システム

②介護サービス

単位:人/月

	第8期			第9期			第10期以降	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
地域密着型サービス	686	715	728	771	792	810	879	901
小規模多機能型居宅介護	29	29	27	33	33	34	35	38
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	538	563	583	612	633	650	698	710
認知症対応型通所介護	1	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	118	122	118	126	126	126	146	153
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	0	0	0	0	0	0

資料:地域包括ケア「見える化」システム

(3)施設サービス

施設サービスには、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護医療院」の3種類があり、施設サービス計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を提供するサービスです。

単位:人/月

	第8期			第9期			第10期以降	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
施設サービス	914	920	920	941	953	965	1,157	1,246
介護老人福祉施設	553	562	544	562	571	579	692	749
介護老人保健施設	334	330	351	353	356	360	435	465
介護医療院	25	27	23	26	26	26	30	32
介護療養型医療施設	2	2	2					

資料:地域包括ケア「見える化」システム

2 地域支援事業の見込み

(1) 居宅サービス

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう支援することを目的としています。地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」で構成されています。

本市では、「介護予防・日常生活支援総合事業」の充実を図るとともに、適切な介護予防ケアマネジメント、介護給付費の適正化、高齢者見守り支援など、今後、対象者の増加や人的資源の確保が必要な業務の増大などが見込まれるため、各事業のバランスを取りながら、より効果的な展開を図っていきます。

○地域支援事業費の算定

単位：千円

	第9期			第10期以降	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費					
包括的支援事業費					
任意事業費					
地域支援事業費					

介護サービスの給付見込みは、推計中です。

(1) 介護予防

システム
単位：人

	第9期			第10期以降	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防・生活支援サービス事業					
訪問介護相当サービス					
訪問型サービス A					
訪問型サービス B					
訪問型サービス C					
訪問型サービス D					
訪問型サービス(その他)					
通所介護相当サービス					
通所型サービス A					
通所型サービス B					
通所型サービス C					
通所型サービス(その他)					

単位:千円

	第9期			第10期以降	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費					
介護予防・生活支援サービス事業					
訪問介護相当サービス					
訪問型サービス A					
訪問型サービス B					
訪問型サービス C					
訪問型サービス D					
訪問型サービス(その他)					
通所介護相当サービス					
通所型サービス					
通所型サービス					
通所型サービス					
通所型サービス(その他)					
介護予防ケアマネジメント					
一般介護予防事業					
介護予防把握事業					
介護予防普及啓発事業					
地域介護予防活動支援事業					
一般介護予防事業評価事業					
地域リハビリテーション活動支援事業					

介護サービスの給付見込みは、推計中です。

資料:地域包括ケア「見える化」システム

(2) 包括的支援事業費

単位:千円

	第9期			第10期以降	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)					
介護予防プラン作成事業					
包括支援センター運営事業					
総合相談支援					
権利擁護事業					
ケアマネジメントリーダー活動等支援事業					
包括的支援事業(社会保障充実分)					
在宅医療・介護連携推進事業					
生活支援体制整備事業					
認知症初期集中支援推進事業					
認知症地域支援・ケア向上事業					
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業					
地域ケア会議推進事業					

(3) 任意事業

介護サービスの給付見込みは、推計中です。

	令和6年度				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
任意事業					
介護費用適正化推進事業					
認知症高齢者見守り事業					
成年後見制度利用支援事業					
住宅改修支援事業(理由書作成)					
認知症サポーター等養成事業					
高齢者見守りあんしんシステム事業					

資料:地域包括ケア「見える化」システム

3 市町村特別給付の見込み

「介護用品支給事業」は、被保険者全体で支援の必要な方を支える観点から、介護保険料を財源とする「市町村特別給付事業」として実施します。

単位:千円

	第9期			第10期以降	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
市町村特別給付(介護用品支給事業)	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月

介護サービスの給付見込みは、推計中です。

4 介護保険給付費等の推計

(1) 介護保険事業費の推計値

単位:千円

介護予防給付費	第8期			第9期			第10期以降	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護								
介護予防訪問看護								
介護予防訪問リハビリテーション								
介護予防居宅療養管理指導								
介護予防通所リハビリテーション								
介護予防短期入所生活介護								
介護予防短期入所療養介護(老健)								
介護予防短期入所療養介護(病院等)								
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)								
介護予防福祉用具貸与								
介護予防福祉用具購入費								
介護予防住宅改修費								
介護予防特定施設入居者生活介護								
(2) 地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護								
介護予防小規模多機能型居宅介護								
介護予防認知症対応型共同生活介護								
(3) 介護予防支援								
合計								

介護サービスの給付見込みは、推計中です。

介護給付費	第8期			第9期			第10期以降	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
(1) 居宅サービス								
訪問介護								
訪問入浴介護								
訪問看護								
訪問リハビリテーション								
居宅療養管理指導								
通所介護								
通所リハビリテーション								
短期入所生活介護								
短期入所療養介護(老健)								
短期入所療養介護(病院等)								
短期入所療養介護(介護医療院)								
福祉用具貸与								
特定福祉用具購入費								
住宅改修費								
特定施設入居者生活介護								
(2) 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護								
夜間対応型訪問介護								
地域密着型通所介護								
認知症対応型通所介護								
小規模多機能型居宅介護								
認知症対応型共同生活介護								
地域密着型特定施設入居者生活介護								
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護								
看護小規模多機能型居宅介護								
(3) 施設サービス								
介護老人福祉施設								
介護老人保健施設								
介護医療院								
介護療養型医療施設								
(4) 居宅介護支援								
合計								

資料:地域包括ケア「見える化」システム

(2)標準給付費の見込額

○標準給付見込み額

単位：

千円

	第9期			第10期以降		
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
標準給付費見込額*						
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)						
総給付費						
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額						
特定入所者介護給付額(資産等)						
特定入所者介護給付額						
補足給付の見込影響額						
高額介護サービス費等給付額						
高額医療合算介護サービス費等給付額						
算定対象審査支払手数料						
審査支払手数料一件あたり単価						
審査支払手数料支払件数						

介護サービスの給付見込みは、推計中です。

※標準給付費見込額とは、要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費、特定入所者介護サービス費(介護予防特定入所者介護サービス費)、高額介護サービス費(介護予防高額介護サービス費)、審査支払手数料を合算したものです。

資料:地域包括ケア「見える化」システム

(3)地域支援事業費の見込額

単位:千円

	合計	第9期			第10期以降	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
地域支援事業費						
介護予防・日常生活支援総合事業費						
包括的支援事業費・任意事業費						

資料:地域包括ケア「見える化」システム

(4)市町村特別給付費の見込額

単位:千円

	合計	第9期			第10期以降	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
市町村特別給付						

介護サービスの給付見込みは、推計中です。

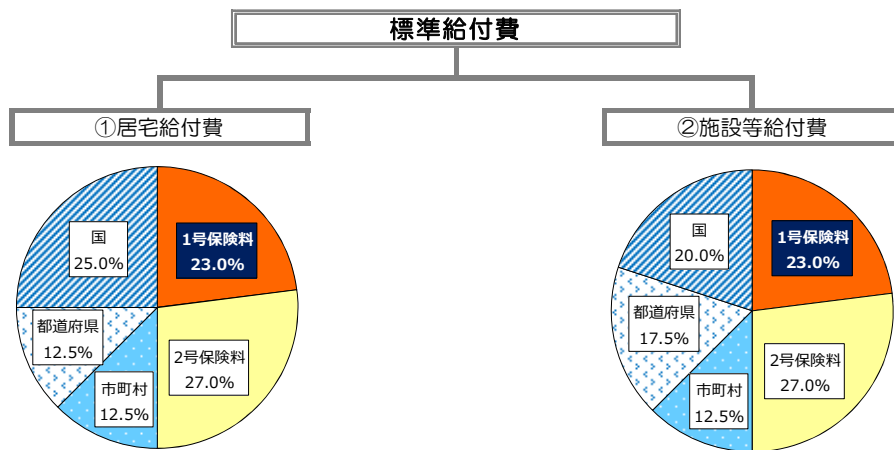
5 介護保険財政の仕組み

介護保険の財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用(給付費)の約50%を保険料、残り約50%を国・県・市による公費で賄うこととなっています。

第1号被保険者は給付費の23%を負担することになりますが、調整交付金5%の割合は、75歳以上の後期高齢者の割合、所得税段階別の分布状況により補正されるため、負担割合は増減します。第9期においては、本市の調整交付金交付割合を約3%と見込んでいます。

また、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。

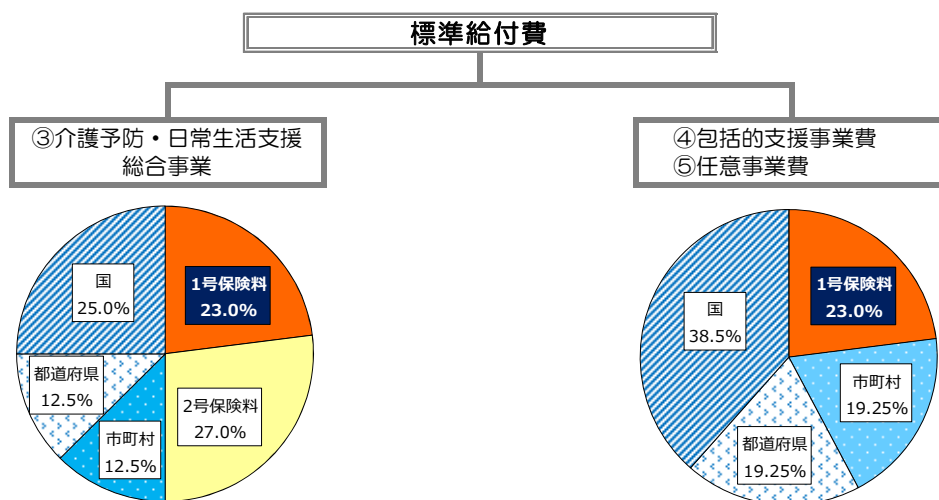
■標準給付費の財源構成



※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。

※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

■地域支援事業費の財源構成



6 介護保険料の見込み

(1) 介護保険料の算定の流れ

計画期間の要介護認定者及び各種サービス量の見込みを基に、以下の手順で介護保険料を算定します。

1. 被保険者数

- ・第1号被保険者数(65歳以上)、第2号被保険者数(40～64歳)について、令和6～8年度の推計を行う。



2. 要支援・要介護認定者数

- ・被保険者数に対する要支援・要介護認定者数(認定率)の動向等を勘案して将来の認定率を見込み、令和6～8年度の要支援・要介護認定者数を推計。



3. 施設・居住系サービスの量

- ・要支援・要介護認定者数の見込み、施設・居住系サービスの整備方針を踏まえるとともに、これまでの給付実績を分析・評価して、施設・居住系サービスの見込量及び給付費を推計。



4. 在宅サービス等の量

- ・地域密着型サービスの整備計画や、これまでの給付実績を分析して、在宅サービス等の見込量及び給付費を推計。



5. 地域支援事業等に必要な費用

- ・介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費、任意事業費を見込み、地域支援事業に係る費用、その他特別給付等に必要な費用を推計。



6. 保険料の設定

- ・介護保険の運営(第9期の計画期間3年間)に必要な上記3～5の費用や被保険者数の見込みをもとに、第9期の介護保険料を設定。

(2)介護保険料の算定

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額(A)				
地域支援事業費(B)				
第1号被保険者負担分相当額 ($(A+B) \times 23.0\% = C$)				
調整交付金相当額 ($(A + (Bの一部)) \times 5.0\% = D$)				
調整交付金見込額(E) (調整交付率◆約 3.3%)				
介護給付	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 20px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>「取手市市民意見公募手続(パブリックコメント手続)に関する要綱」第3条の規定により、介護保険料の金額に関する事項については、公表から除外しております。</p> </div>			
保険者様				
市町村特				
保険料収				
所得段階				
予定保険料収納率(K)	%			
保険料の基準額【 $(I \div K) \div J \div 12$ ヶ月】	月額基準額		円	

◆調整交付率は市町村の状況により変動します。
 ※端数処理の関係により計の数字が合わないものがあります。

資料：地域包括ケア「見える化」システム

今後、保険給付費の更なる増加により、保険料額の大幅な上昇が確実視されることから、より安定的な介護保険制度の運営のためには、低所得者の負担軽減とともに被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料段階の設定が必要との考えが国から示され、第9期計画策定に合わせた制度改正において、13段階の所得段階区分と基準額に対する割合が新たに設定されました。

本市の第1号被保険者の介護保険料基準額(第5段階)「月額●●●●円」を基に算出した、所得段階別の保険料は、次のとおりです。

○第1号被保険者の所得段階別保険料

段階	対象者		基準額に対する割合	介護保険料(円)	
				年額	月額
第1段階	本人が 非課税世帯	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者			
		年金収入等 80 万円以下			
第2段階	本人が 非課税世帯	年金収入等 80 万円超 120 万円以下			
第3段階					
第4段階					
第5段階 【基準額】					
第6段階					
第7段階					
第8段階	本人が 住民税課税				
第9段階					
第10段階					
第11段階					
第12段階					
第13段階					

「取手市市民意見公募手続(パブリックコメント手続)に関する要綱」第3条の規定により、介護保険料の金額に関する事項については、公表から除外しております。

第6章 計画の推進

本市では、庁内関係各課、保健医療・福祉・介護の関係者等との連携を図るとともに、すべての市民の理解や協力を得ながら、地域包括ケアシステムの実現に向けた事業・施策の総合的な推進を図ります。

1 計画の周知と情報提供

令和6年度からの計画の推進にあたり、市民に計画の内容を理解していただくことが重要であることから、「広報とりで」やホームページへの掲載などを通じて本計画の内容を周知します。

また、市の介護保険事業や地域支援事業、福祉事業の具体的なサービス内容についても、利用者、提供者の双方に的確な情報提供を図ります。

2 計画の推進体制の整備

(1) 関係機関との連携

地域包括支援センター、社会福祉協議会、社会福祉関係団体や保健医療、教育関係機関等との連携を図り、介護保険サービスと福祉サービスの効果的な提供に努めます。

また、介護保険サービス事業所と連携を強め、必要とされるサービスの確保に努めます。さらに、この計画が円滑に推進できるよう、国や県との緊密な連携に努めます。

(2) 介護保険事業運営委員会の運営

介護保険の被保険者、学識経験者、介護サービスに関する事業に従事する者による介護保険事業運営委員会を定期的開催し、計画の円滑な実施と、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保及び地域密着型サービスの計画的な推進に努めます。

(3) 人材確保の支援

計画を推進していく上で、地域におけるサービス従事者等の人材の確保は重要な要件です。特に、介護サービスの需要が拡大する中で、サービスの提供に直接携わる人材の確保が求められていることから、関係事業所等と連携を図り、各種専門職の確保と育成の支援に努めます。

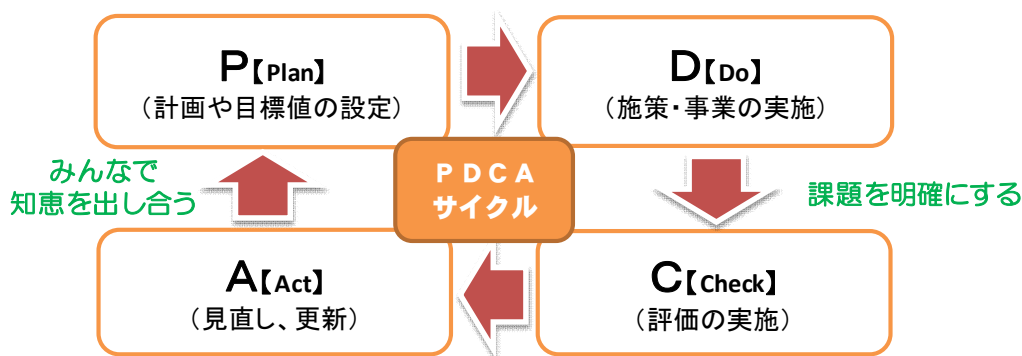
3 計画の進行管理と見直し

計画期間中、高齢福祉課が中心となり、庁内各課との連絡調整を図りながら事業・施策の着実な実施に努めるとともに、計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価を行い、課題の分析を行います。介護保険事業運営委員会において、進捗状況の報告を行い、そこで得られた意見等を次年度の計画推進に活かします。

本計画の最終年度となる令和8年度には、令和22年を見据えた中長期的な視点も踏まえて見直しを図り、新たな3か年計画(令和9年度から令和11年度)を策定します。

平成29年の介護保険法改正により、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みの推進のため、市町村の保険者機能の強化の仕組みが導入されました。具体的には、各市町村が地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みについての目標、介護給付等に要する費用の適正化に関する取り組みについての目標を設定し、それらの目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされました。こうした目標の達成状況に応じて、国が市町村に交付する「保険者機能強化推進交付金」「介護保険保険者努力支援交付金」といった制度が創設されており、交付金を高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止等に関する取り組みの推進に充てることを通して、取り組みを推進します。

●進行管理のPDCAサイクルのイメージ



資料編

本計画書では、
資料(アンケート調査結果)等を掲載する
予定です。

第 10 期取手市高齢者福祉計画・

第 9 期取手市介護保険事業計画

発 行 令和 6 年 3 月

発行者 取手市

編 集 取手市 福祉部 高齢福祉課

〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139 番地

TEL 0297-74-2141 (内線 1321)
